

警報発令時の措置について

1 通常授業日

- (1) 午前6時現在、暴風・大雨・大雪・氾濫・土砂災害のいずれかの警報または危険警報または特別警報（以下、警報という）が三木市または小野市のいずれかに発令されている場合は臨時休業とする。
- (2) 三木市・小野市に警報が発令されておらず、自宅地域に発令されている場合、該当生徒は公認欠席とする。また、自宅地域に発令されている警報が解除となっても、自宅から学校までの間の地域に警報が発令されている場合は安全を優先し、無理に登校しないこととし、登校できない場合は公認欠席とする。

2 課題考査期間

課題考査期間中は上記1の規定に準ずる。ただし、在校生が居住する地域のいずれかに警報が発令中の場合、当日の課題考査は考査終了予定日の翌日以降に実施し、当日の曜日の授業を行う。

3 定期考査期間

定期考査期間中は、午前6時現在、在校生が居住する地域のいずれかに警報が発令中の場合は臨時休業とし、当日の考査は、考査最終予定日の翌日以降に実施する。